

シルバー世代産前産後応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、育児・家事等の支援を必要とする産前産後の妊産婦のいる世帯に対して、シルバー世代の支援者により育児・家事等の支援を行うシルバー世代産前産後応援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(事業の委託)

第2条 事業の実施に当たっては、シルバー世代の支援者（以下「支援者」という。）による育児・家事等の支援について適切に業務のできる事業者（以下「受託事業者」という。）に委託する。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市に在住し、家事又は育児の支援を必要とする者
- (2) 出産予定日の1月前から出産日の5月後の間（以下「対象期間」という。）にある妊産婦。ただし、次のいずれかに該当する場合は、出産予定日の1月前から出産日の12月後の間（以下「特例対象期間」という。）にある妊産婦
 - ア 多胎児の妊産婦
 - イ 出産予定日（申請時、既に出産している者は出産日）において、5歳以下の子どもが胎児（申請時、既に出産している者は乳児）を含め3人以上いる者

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 家事に関すること
 - ア 食事の準備及び片付け
 - イ 衣類の洗濯
 - ウ 居室等の掃除、整理整頓等
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ その他必要な家事援助
- (2) 育児に関すること
 - ア 授乳
 - イ おむつ交換
 - ウ 沐浴介助
 - エ その他必要な育児援助

(支援日等)

第5条 支援は、原則として年末年始（12月29日から1月3日をいう。）を除いた日の午前8時から午後7時までとする。

(支援回数)

第6条 支援者の支援回数及び時間は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 支援回数は、対象期間内に30回以内とする。ただし、第3条第2号ア又はイに該当する場合は、特例対象期間内に65回以内とする。
- (2) 支援時間は、1回につき2時間以内かつ1日2回までとする。

(支援者の要件)

第7条 支援者は、次に掲げるいずれをも満たす者とする。

- (1) 子育て支援の意欲があり、概ね60歳以上で市長が別に指定する研修を修了している者であること。
- (2) 心身とも健康であること。
- (3) 家事又は育児に関する支援を適切に実行する能力を有する者であること。

(利用方法)

第8条 事業を利用しようとする者は、シルバー世代産前産後応援事業利用申請書(様式第1号)により市長に申請を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受け、第3条の要件に該当すると認めるときは、シルバー世代産前産後応援事業利用許可通知書(様式第2号)により申請者及び受託事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、利用の許可を行わないときは、シルバー世代産前産後応援事業利用申請不許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(利用決定の取消し)

第9条 前条第2項の規定により利用の許可を得た者(以下「利用者」という。)が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することになったときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 支援を受ける必要がなくなると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により利用決定を受けたことが判明したとき。

(費用)

第10条 市は、事業の委託に要する経費から次項の利用者負担額を除いた額を受託事業者に支弁するものとする。

- 2 利用者は、次に定める額を事業の委託に要する経費の一部として受託事業者を支払わなければならない。

利用者負担金	1時間当たり550円
--------	------------

- 3 受託事業者は、事業の実施に当たり必要な経費の一部を利用者から徴収することができる。

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条及び第6条第1号の規定は、次の各号のいずれかに該当する者について適用する。

(1) 施行日以降に第8条第2項の規定による許可（以下「許可」という。）を受ける者

(2) 施行日前に許可を受けた者のうち改正後の第3条第2号ア又はイに該当するものであって、施行日が当該者の特例対象期間内にあるもの

(3) 施行日前に許可を受けた者のうち改正後の第3条第2号ア又はイに該当するものであって、出産予定日が施行日において未だ到来していないもの

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。